

04 総務省 構造改革特区第24次 再々検討要請回答

管理コード	040010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	財産区による過疎債の発行	都道府県	青森県
		提案事項管理番号	1011010
提案主体名	大鰐財産区		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第 230 条 過疎地域自立促進特別措置法第 12 条
制度の現状	<p>地方債発行の権能は、地方自治法第 230 条により、普通地方公共団体のみに付与されている。</p> <p>また、過疎債の発行は、過疎地域自立促進特別措置法第 12 条により、過疎地域の市町村のみが行うことができることとされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>過疎地域自立促進特別措置法による地方債の発行は、過疎地域の指定を受けた市町村のみに適用され、その区域内にある議会制財産区へは適用されません。そのため住民の立場に立った過疎対策のため、議会制財産区への地方債の発行を要望します。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>議会制財産区は市町村議会とは別に独自の議決権をもっていますが、過疎債発行による事業を行いたい場合には、直接的な申請ができない仕組みになっています。</p> <p>財産区の収入は資産運用益などに限られ、時代が変わり資産価値そのものも減少しています。昭和 30 年代に建てられた大規模温泉施設については、老朽化が激しく改修の時期がきています。しかし財産区の基金残高は平成 14 年の 1 億円をピークに、利用者の高齢化による減少や修繕費の増加などにより年 5%程度減り始めて、現在は 4000 万円弱しかありません。改修費用は 1 億円程度見込まれており、自己資金だけでは地方債発行の元利償還金程度しかなく、施設を解体することも、改修することもできない状況にあります。</p> <p>地方自治法第 296 条の 5 には、「当該財産区の財産又は公の施設から生ずる収入の全部又は一部を市町村又は特別区の事務に要する経費の一部に充てることができる」とされています。仮に町における事業のための一部負担金が「事務に要する経費」と認められても、また財産区からの条件付寄付により町に事業実施を依頼しても、最終的には自治体の裁量権が及び、財産区内の事業への法的根拠がない限り、事業を確実に行うことができないのです。</p> <p>そのため議会制財産区へ過疎地域自立促進特別措置法を準用し、地方債の発行ができる制度の拡充について要望します。</p> <p>(代替措置)</p> <p>適用基準については、過疎地域指定内にある議会制財産区であること、その自治体と協議し財産区との過疎債発行合計額が、その自治体に適用されるべき発行上限額を超えないこと、の条件が必要と思われます。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	I
<p>地方債発行の権能は地方自治法第 230 条により、普通地方公共団体のみに付与されており、特別地方公共団体である財産区には起債の権能はないため、過疎債の発行の是非の前に、そもそも財産区は地方債を発行できない。</p> <p>なお、財産区が実施する事業が過疎債の対象事業に該当する場合、市町村が財産区に対して補助又は負担する場合の経費は過疎債の対象とされている。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。なお、本提案は、地方自治法第 230 条の規定によらず、特別地方公共団体である財産区でも、過疎債を念頭に地方債の発行を可能とすることを提案するものであることを踏まえて回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>地方自治法第 230 条は、自治体が地方債を起債する場合の規定であり、財産区が起債してはならないという法律ではないので、財産区が地方債を発行できないという理由にはならないと考えられます。</p> <p>また特区法は既存の法律の特例を求めるものなので、提案内容がその法律に合致しないのは当然であり、特例を求める法律の内容をもって拒絶する理由にすることはできないと思われます。</p> <p>仮に財産区議会が議決し、その内容を各市町村議会に提案しても、最終的にはその自治体の裁量権が優先するために、財産区議会の議決が十分理解されないことが懸念されます。そのために財産区に対する地方債の一部についての法律的な手当を必要としています。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	I
<p>・地方自治法(以下「法」という。)第 230 条は普通地方公共団体の権能について定めたもの。特別地方公共団体のうち、特別区は法第 283 条で、地方公共団体の組合は法第 292 条で、法第 230 条を含む普通地方公共団体の規定が広く準用されており、地方債を発行できることとなっている。</p> <p>・一方で、財産区は、法第1条の3に規定されているとおり特別地方公共団体であるが、特別区及び地方公共団体の組合のように普通地方公共団体の規定が準用されておらず、権能は限定されている。</p> <p>・地方債は、地方公共団体の財源調達手段の一つであり、地方公共団体が行うべき事務や、与えられている権能と密接不可分であることから、地方債のみの特例を設けるのは不適切であると考えます。</p> <p>・また、財産区議会については、法第 295 条で「財産区に関し市町村又は特別区の議会の議決すべき事項を議決させることができる。」と規定しており、財産区議会で議決すべき事項は当該市町村議会では議決できないとされている(同時に、財産区議会は財産区の財産又は公の施設に関する事務のために設けられたものであるから、その目的をこえる事項に関する議決をすることはできないとされている。)</p> <p>・なお、いわゆる過疎債は、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づいて市町村が発行する地方債であるが、財産区が実施する事業が過疎債の対象事業に該当する場合には、市</p>				

町村が財産区に対して補助又は負担する経費については過疎債の対象とされている。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 構造改革特区第24次 再々検討要請回答

管理コード	040020	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	場内処理のみに用途を限定する 危険物異種分類の同時貯蔵の認 可	都道府県	大分県	
		提案事項管理番号	1013010	
提案主体名	大分コンビナート企業協議会			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	危険物の規制に関する政令 第二十六条第一項第一号の二
制度の現状	消防法別表第1に掲げる類を異にする危険物は、省令(危険物の規制に関する規則第39条)で定める場合を除き、同一の貯蔵所において貯蔵しないこととされている。

求める措置の具体的内容	屋外貯蔵タンクにおける異種分類の同時(第1石油類+第2石油類)貯蔵を認めて頂きたい。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>屋外貯蔵タンクにおいては、貯蔵できる品名が固定されるため、工場の原料貯蔵タンクの運用には制約がある。</p> <p>大分の石油化学工場では、その原料に危険物第4類第1石油類(ナフサ等)を主に使用してきたが、近年は積極的な設備投資等により、原料の多様化に対応できる体制を整えてきており、調達する原料は第1石油類以外(例えば、第2石油類の灯軽油)にも及んでいる。</p> <p>引き続き多様な原料が使用できるという設備の特長を活かし、安価な原材料の調達により競争力の強化を図る方針であるが、市況に応じて調達するため安定的に購入できるものではなく、スポット的なものになる。しかし、貯蔵タンクには限りがあり、その受け入れ準備期間等により購入機会を逃している。また用地的にも新たな貯蔵タンクの設置は困難である。</p> <p>安全面に関しては、エチレンプラントの貯蔵タンクに関する構造上の問題は生じないことを確認している(別紙)。加えて、エチレンプラントにおいては使用する際問題無く混合しており、また、同じ原油から精製されたもので、混合することによる化学反応等の危険性はない(別紙)。従って、場内処理のみで原料として利用するような場合に限り異種分類であっても問題ない管理が可能であることから、同一タンクで貯蔵することにより、購入機会を逃さずに安価な原料を調達することを可能としたい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
危険物の規制に関する政令第26条第1項第1号の2においては、消防法別表第1の「類別」が異なる危険物は省令(危険物の規制に関する規則第39条)で定める場合を除き、同一			

の貯蔵所で貯蔵しないこととされているが、「類別」が同じ第4類である第1石油類と第2石油類の同時貯蔵は同規定に抵触するものではない。

なお、第1石油類と第2石油類の同時貯蔵に係る屋外タンク貯蔵所の具体的な安全対策については、危険物の許認可事務を所掌している市町村長等に相談いただきたい。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し

04 総務省 構造改革特区第24次 再々検討要請回答

管理コード	040030	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	地域防災力向上のためのアマチュア無線局及びデジタル簡易無線登録局の目的外等通信の緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1024010	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	電波法第52条、54条、58条 電波法第74条第1項 電波法施行規則第37条 無線局運用規則第259条
制度の現状	<p>無線局は、目的外通信として、非常通信(地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。)を行うことができる。また、非常の場合の無線通信の訓練のために行う通信を行うことができる。</p> <p>アマチュア無線局の行う通信は、暗語を使用してはならない。</p> <p>アマチュア無線局の送信する通報は、他人の依頼によるものであつてはならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地域防災力向上のため、アマチュア無線局及びデジタル簡易無線登録局のうち、災害対策基本法で定める市町村地域防災計画、市町村相互間地域防災計画又は地区防災計画の定めるところにより防災活動(防災活動のための訓練を含む。)を行うものは、当該防災活動に関する通信を、無線局免許状(登録状を含む。)の目的等にかかわらず運用することができるものとする。</p> <p>この場合、アマチュア無線局にあつては、プライバシー保護の限度において暗語を用いることができるものとするほか、他人の依頼による通報であっても取り扱えるものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①アマチュア無線局及びデジタル簡易無線登録局が防災活動において行うことができる通信は、「非常通信」及び「人命の救助・・・に関し急を要する通信」に限られています。こうした現行規制のもと、東日本大震災において、アマチュア無線が救助活動に役立ったとの報告があります。そこで、地域防災力の向上を図るため、アマチュア無線局等が、市町村地域防災計画等においてアマチュア無線局等を活用した防災活動を定めるという要件のもと、当該防災活動(防災活動の訓練を含む。)に必要な通信を行うことを、目的外通信として明確に認めてください。</p> <p>②アマチュア無線局及びデジタル簡易無線登録局が防災活動において行うことができる通信は、「有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき」</p>

や「他の電気通信系統によつては、当該通信の目的を達することが困難である場合」という条件が付されています。アマチュア無線局等が、①と同様の要件のもとで、有線通信や他の電気通信系統による通信が可能な場合であっても、当該防災活動（防災活動の訓練を含む。）に必要な通信を行うことを、目的外通信として認めてください。

③アマチュア無線局にあつては、避難行動要支援者の避難支援等を必要とする事由など、本提案による目的外通信や非常通信等による被災者プライバシーに関する通報では、必要な限度において、暗語を用いることができることを明確にしてください。

④アマチュア無線局にあつては、必要な限度において、市町村災害対策本部や自主防災組織等の関係機関の依頼による本提案による目的外通信や非常通信等の通報も取り扱えることを明確にしてください。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	①C、D ②C、D ③D ④D	措置の内容	
<p>①及び② 電波法施行規則第 37 条第 1 項第 25 号の規定により、総務大臣が非常の場合に行わせることができる無線通信の訓練のための通信は、目的外通信として規定されている。提案にある、防災活動の訓練のための通信は、総務大臣が行わせる無線通信の訓練のための通信と実質的に同じものであることから、目的外通信として有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに限らず、無線従事者の意思によって可能である。</p> <p>提案にある防災活動のための通信については、他のアマチュア無線局の運用に支障を与えるおそれがあることから、目的外通信として規定することは難しいと考えている。</p> <p>デジタル簡易無線局（登録局）にあつては、その登録に係る開設目的を逸脱するものでなければ、防災活動のための通信を行うことは可能である。</p> <p>③ アマチュア無線局は、その開設目的から通信内容を秘匿する必要はなく、通信秩序を維持するため、国際的にも暗語の使用は認められておらず、非常通信であっても認められない。</p> <p>なお、例示されている被災者の氏名をイニシャルで通報する場合、当該イニシャルは暗語にはあたらない。</p> <p>④ 電波法第 52 条第 1 項に基づき無線局は、非常通信等を行う場合は、無線局の目的等の範囲を超えた運用が可能であり、アマチュア無線局であっても他人の依頼による通報を送信することは可能である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。
提案主体からの意見	本提案が実現しても、次により、他のアマチュア無線局の運用への影響は皆無か微少であ

ると考えます。

- i)無線従事者は、通信が能率的かつ確実に行われるために必要な知識を有すること。
- ii)アマチュア無線局数は、ピーク時に比べ約3割に減少しているほか、技術の進歩により、物理的にも混信等が発生し難くなっていること。
- iii)本提案の目的外通信は、市町村地域防災計画等に基づき実施されるものであり、実施するアマチュア無線局は被災地内など限定的であること。

また、被災者に関する通信では、デリケートな内容が含まれるため、秘話装置を持たないアマチュア無線局にあつては、防災関係者間のみで通じる暗語の使用を認めてください。

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
-------------	-------------	---	-------------

【防災活動のための通信】

検討要請に対する総務省の回答は、提案にある「防災活動のための通信」について、具体的な説明がなかったことから、平時における防災に係る周知等のための通信と考え、訓練のための通信を除き、こうした通信は、アマチュア業務を逸脱するおそれがあり、また、他のアマチュア局の運用に支障を与えるおそれがあることから、目的外通信として規定することは難しい旨、回答したものです。

本件提案の防災活動のための通信は、補足資料によると災害が発生した場合に行われる通信であることから、非常通信として実施することができます。また、非常通信は有線通信を利用することができないとき等に限定されておりますが、これは免許人の判断に委ねられております。

【訓練のための通信】

電波法令では、非常時の通信は、免許人の判断により実施されるものと、総務大臣の命令により実施されるものがあります。

これら通信の訓練のための通信は、実質的に同じものであり、提案にある訓練のための通信は、総務大臣の命令により実施される非常の場合の通信の訓練のための通信と同様、電波法施行規則に規定される目的外通信に該当するものです。

【暗語の使用】

アマチュア局は、その開設目的に鑑み通信内容を秘匿する必要はなく、通信秩序の維持のため暗語の使用を禁止しているものであり、災害時等の非常時において、医療機関が使用する用語を用いた通信や被災した方に配慮した通信を行うことを禁止するものではなく、提案者が懸念されるような問題が発生することなく非常通信が行われるものと考えております。

総務省では、災害時等におけるアマチュア局の自主的な取組に期待しているところであり、非常通信におけるアマチュア局の運用等について、アマチュア無線関係団体とも連携しアマチュア局免許人の理解が深化するよう周知等に取組むこととします。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの再意見

本提案は、電波法第52条第4号及び同施行規則第37条第33号の要件を充足しない場合

にも、アマチュア無線局等において目的外通信が行えるよう求めているものです。非常通信として実施することができる旨の回答は、現行の規制事実を誤認されていると思われます。かかる規制の存在が、阪神・淡路大震災においても、また東日本大震災においても、果敢に防災活動を行ったアマチュア無線家の活動の実質的、精神的な妨げになっていたことを申し述べます。また、アマチュア無線局の暗語については、専ら国内通信である場合にまで国際法において規制されておらず、本提案に係る目的外通信に限った規制緩和を明確にしてください。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

D

「措置の内容」の再見直し

【防災活動のための通信】

本提案は、電波法第52条第4項に基づく非常通信は、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに限り実施できるものであり、この要件がアマチュア局免許人を萎縮させ、活動を妨げていることから、地域防災計画に基づく防災活動のための通信を、訓練のための通信も含め目的外通信として規定することにより、アマチュア局の災害時等の活動を促すことを目的としたものである。

ここで提案者の意図する防災活動のための通信は、災害の未然防止ではなく、災害時等に人命の救助等のため行われるものであり、これまでも非常通信として実施されているものである。

非常通信は、有線通信を利用できないとき等、免許状に記載された目的等の範囲を超えて運用することにより、通信を確保し、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持を図ることを目的に行われる無線通信である。よって、有線通信が確実に利用できるようなときは、通信秩序を維持する観点から、無線局を目的外使用し通信を確保する必要はなく、有線通信を利用すれば足りるものである。

災害時等の非常時におけるアマチュア局の通信は、地域防災計画に基づくものであっても、アマチュア局免許人の自主的な取組によって行われるものであり、有線通信が利用できないとき等に限り行われるものであることから、アマチュア局の活動を促すため、当該要件を緩和することは適当ではない。

なお、訓練のための通信は、総務大臣の命令によるものと実質的に同じものであることから、これまでも目的外通信として実施しており、新たに規定する必要は認められない。

おって、総務省では、提案者が懸念されているようなことが起こらないよう災害時等におけるアマチュア局の運用等について、アマチュア無線関係団体とも連携しアマチュア局免許人の理解が深化するよう周知等に取り組むこととする。

【暗語の使用】

アマチュア局は、その開設目的に鑑み通信内容を秘匿する必要はなく、通信秩序の維持のため暗語の使用を禁止してゐる。

災害時等の非常時においては、社会不安を招くことのないよう通信秩序を維持することが特に必要であるところ、暗語の使用を緩和することは適当ではない。

本規定は、提案にある医療機関が使用する用語を用いた通信や被災した方に配慮した通信を行うことを禁止しているものではなく、災害時等の非常時において、暗語の使用制限を緩和せずとも、これらの通信を行うことができる。

04 総務省 構造改革特区第24次 再々検討要請回答

管理コード	040040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	投票区域内投票所での投票制度 の撤廃	都道府県	岐阜県
		提案事項管理番号	1027010
提案主体名	美濃加茂市選挙管理委員会		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	公職選挙法第20条第2項及び第44条第1項
制度の現状	<p>・選挙人名簿は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、その投票区ごとに編成しなければならない。</p> <p>・選挙人は、選挙の当日、自己の登録されている選挙人名簿の属する投票区の投票所に行き、投票をしなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現行法では市町村の区域を分けて数箇所の投票区を設けた場合、選挙は定められた投票区内に設けられた投票所に選挙人が出向いて投票をしなければならないこととされている。この規制を撤廃し、選挙人の選択により市内に設けたすべての投票所において投票を行えるようにし、投票率の向上を図る。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、本市においては市内の公共施設9箇所に期日前投票所を設け、受付時に使用する選挙人名簿については期日前投票システム(クラウドコンピューターと専属回線で接続し電磁的記録により名簿を管理するもの)により電子媒体により管理している。これにより選挙人の選択により設置したすべての期日前投票所において投票が行える仕組みとなっている。選挙期日の投票においてもこのシステムを利用することにより選挙人がどの投票所でも投票できるようにするものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
			<p>国民の参政権に直接関わる投票について、選挙期日に、選挙人が自己の登録されている選挙人名簿の属する投票区の投票所以外でも投票できるようにすることを、特定の地域にのみ適用される制度とすることは、公平公正の確保の要請から問題があり、対応することはできない。</p> <p>また、投票は選挙期日に行うことが原則であり、選挙期日前日までと比較してはるかに多くの選挙人が投票を行う選挙期日において、どの投票所でも投票できるようにすることは、本人確認や二重投票の防止を確実に行うことができる仕組みの構築が必要であり、慎重な検討を要するものである。</p>	

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見			
<p>特定の地域にのみに適用される制度とすることは、公平公正の確保の要請から問題があり、対応することはできないとされたことについて、全国的な対応をすることができないか、検討されたい。また、なぜ選挙期日前日までと比較してはるかに多くの選挙人が投票を行う選挙期日においては本人確認や二重投票の防止が確実にできなくなるのか、その理由を明確に示されたい。</p> <p>あわせて、本人確認や二重投票の防止を確実に行うことができる仕組みの構築が必要であるとされたことについて、国としてこのような仕組みの構築を早急に検討されるよう要望する。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>国民の参政権に直接関わる投票について、選挙期日に、選挙人が自己の登録されている選挙人名簿の属する投票区の投票所以外でも投票できるようにすることを、特定の地域にのみ適用される制度とすることは、公平公正の確保の要請から問題があり、対応することはできない。</p> <p>また、特定の地域のみではなく、全国的に適用される制度とした場合、投票は選挙期日に行うことが原則であり、選挙期日前日までと比較してはるかに多くの選挙人が投票を行う選挙期日において、どの投票所でも投票できるようにするためには、本人確認や二重投票の防止を確実に行うことができる仕組みの構築が必要である。</p> <p>平成 25 年執行の第 23 回参議院議員通常選挙においては、全国で、期日前投票所数が 4,801 か所に対して、当日投票所数は 48,777 か所設けられており、当日投票所は、選挙人が投票しやすいように住所地に近い場所に設けられている。(総務省としても、国政選挙に際し、毎回、投票区の増設に努めるよう通知しているところである。)当日投票所について、ご指摘のような方法をとるには、例えば、二重投票の防止のために、全ての投票所を、円滑な事務処理を確保しつつセキュリティが確実に保たれるレベルのネットワークで結び、選挙人の投票状況を把握するシステムの整備等の措置が必要であるが、これに係る施設面、費用面での各団体の負担やネットワークのシステムがダウンした際の対応等について十分な検討が必要である。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの再意見			
<p>当日投票のクラウドコンピューターによる選挙管理については、本人確認や二重投票の防止を確実に行えないため、規制の解除が困難であるとされたことに関連し、次の二点について検討され回答されたい。</p> <p>①今後、国として電子機器を利用した当日投票システムの導入について具体的に検討される予定はあるか。</p> <p>②各団体が当日投票システムを導入する場合、財政措置をなされる予定はあるか。</p>			

再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>投票は選挙期日に行うことが原則であり、選挙期日前日までと比較してはるかに多くの選挙人が投票を行う選挙期日において、どの投票所でも投票できるようにするためには、本人確認や二重投票の防止を確実に行うことができる仕組みの構築が必要である。</p> <p>当日投票所について、ご指摘のような方法をとるには、例えば、二重投票の防止のために、全ての投票所を、円滑な事務処理を確保しつつセキュリティが確実に保たれるレベルのネットワークで結び、選挙人の投票状況を把握するシステムの整備等の措置が必要であるが、これに係る施設面、費用面での各団体の負担等が課題となるものと考えている。また、ネットワークのシステムがダウンすると、選挙の無効原因に直結するおそれがある。</p> <p>なお、国民の参政権に直接関わる投票について、選挙期日に、選挙人が自己の登録されている選挙人名簿の属する投票区の投票所以外でも投票できるようにすることを、特定の地域にのみ適用される制度とすることは、公平公正の確保の要請から問題があり、対応することはできない。</p>				

04 総務省 構造改革特区第24次 再々検討要請回答

管理コード	040050	プロジェクト名	日本鉄道システム 輸出促進プロジェクト	
要望事項 (事項名)	無線局の免許申請の審査における無線機の生産国で取得した試験データの活用	都道府県	広島県	
		提案事項管理番号	1039010	
提案主体名	三菱重工業株式会社、株式会社京三製作所			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	電波法第6条第1項 電波法第7条第1項
制度の現状	<p>無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、必要な事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>無線局の免許申請を受理したときは、その工事設計が電波法第3章に定める技術基準に適合することについて、審査しなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>無線機の使用許可申請については、技適取得の為、国内の試験機関で日本の測定方法により新たに試験データを取得する必要がある旨、電波法第三章(第28条～第38条の2)及び第38条の2の2において定められている。</p> <p>については、当該無線機が例えばIEC国際規格等に基づき、生産国において日本の技適相当の承認若しくは当該国での試験データがある場合、申請時の新たな試験は免除して頂きたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>我が国のインフラ輸出の重要な一角をなす鉄道輸出につき、輸出する鉄道車両に搭載予定の海外製無線機を使用(有期限)する場合の無線機の使用許可申請は、技適取得の為、国内の試験機関で日本の測定方法により新たに試験データを取得する必要がある。この試験に時間を要する為、「MIHARA試験センター」においては、商機を諦めざるを得ないケースや追加コストをかけて工程短縮を図る等、コスト競争力低下の要因となる懸念がある。</p> <p>なお、三菱重工業株式会社では三原製作所(広島県三原市)で海外向け鉄道車両の出荷前のシステム試験等を行ってきたところ、新たに同製作所での試験機能を拡充し、他の企業や官民団体も広く利用可能な我が国初の総合交通システム検証施設「MIHARA 試験センター」を2014年下期に開業させるべく準備中であり、同センターの運営は日本の鉄道システムの輸出に貢献するだけでなく、地域の活性化に資するものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
<p>技術基準適合証明制度は、主としてPHS端末のように比較的小規模な無線局の無線設備であって、工場で製造された段階等で試験を行うことで電波法第3章の技術基準に適合していることを証明するものである。</p> <p>本提案の輸出する鉄道車両に搭載する無線機であって、国内で試験のみ行うような場合は、技術基準適合証明の対象にはならず、一般的な免許手続によって無線局免許を取得することとなる。</p> <p>この場合、免許申請時に、無線設備の工事設計が電波法第3章の技術基準に適合していることを審査するため、日本国内で新たに取得した試験データの提出を求めるようなことはない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見			
<p>以前(2006年)、技適取得申請ではなく技適証明のない海外製無線機(生産国データ有)の実験局申請時に技適の対象と同じ試験方法に基づくデータの提出が要求されたことがある。今回のご回答は、輸出用鉄道車両に搭載する無線機を国内で試験する場合は、一般的な免許手続によって無線局免許を取得すればよく、また、この無線局免許申請に必要な生産国データが揃っている場合は国内で新たに試験データを取得する必要はないとの趣旨と解して差し支えないか。その理解で問題ないのであれば、その旨を各総合通信局に周知していただきたい。また、当該生産国データは国際規格の有無を問わないと解して良いか、併せ確認させていただきたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>輸出用鉄道車両に搭載する無線機の試験をするため、電波を発射する場合は、無線局の免許が必要となり、その申請手続は、一般的な免許申請手続と変わるものではありません。</p> <p>免許申請後、総合通信局は、その無線設備が電波法第3章の技術基準へ適合しているか否か審査することとしておりますが、外国の標準規格の取得の有無に関わらず、審査に必要な資料、データ等があれば、国内で新たに試験データを取得する必要はありません。ただし、予備免許後は、試験電波を発射し無線設備の調整等を行い、落成検査において、電波の質等が電波法の技術基準に合致していることを総合通信局が確認した後、免許状の交付を受けることとなります。</p> <p>関係総合通信局に対して、無線局を開設しようとする者と十分な意思疎通を図り、開設目的に適した無線局の免許手続や免許申請に必要なとなる資料について、丁寧に説明するよう今一度周知することとします。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
<p>右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			

提案主体からの再意見

今回のご回答に「その無線設備が電波法第3章の技術基準へ適合しているか否か審査することとしており(中略)審査に必要な資料、データ等があれば、国内で新たに試験データを取得する必要はない」とある。この「審査に必要な資料、データ等」とは、申請様式にある必要項目及びそのバックデータと解釈してよいかどうか、ご確認、ご回答を頂きたい。

また、関係総合通信局に対し、免許手続きや免許申請に必要なとなる資料について今一度周知頂けるということであるが、周知時期や周知方法、また、その周知内容が弊社のお願ひしている実験局の申請から開設に至るまでの期間短縮に繋がる内容のものであるかという観点から、周知内容についても、予めご教示頂きたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

D

「措置の内容」の再見直し

審査に必要な資料とは、無線設備の諸元等を確認できるものであり、提案者が例示しているとおりでである。

なお、これら審査に必要な資料は、電波法第7条第6項の規定により申請者に提出を求めることができる」とされている。

関係地方局への周知については、予め提案者と意見交換等を行い事実関係を確認した上、行うこととする。

04 総務省 構造改革特区第24次 再々検討要請回答

管理コード	040060	プロジェクト名	日本鉄道システム 輸出促進プロジェクト	
要望事項 (事項名)	同形式の無線機を使用した無線 局の免許申請における包括申請 方式の導入	都道府県	広島県	
		提案事項管理番号	1039020	
提案主体名	三菱重工業株式会社、株式会社京三製作所			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	無線局免許手続規則第 15 条の 2 の 2 第 2 項
制度の現状	<p>同一人に属する二以上の実験試験局は、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項(無線設備の工事落成の予定期日を除く。)及び無線設備の常置場所を同じくするものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線局の数及び各無線局ごとの無線設備の工事落成の予定期日等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出することによって行うことができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>無線機の使用許可申請については、鉄道車両1両単位で移動無線局としての登録が必要である旨、「無線局免許手続規則」第 2 条第 1 項において定められている。</p> <p>このため、同じ型式の無線機を申請する際には、複数車両であっても1通の申請で済むよう、包括申請方式を導入して頂きたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>我が国のインフラ輸出の重要な一角をなす鉄道輸出につき、輸出する鉄道車両に搭載予定の海外製無線機を使用(有期限)する場合の無線機の使用許可申請は、同じ型式の無線機であっても車両が複数両あれば複数葉(例:100両であれば、100葉)の申請書類が必要とされており、「MIHARA試験センター」においては、事務の煩雑化を招いている。</p> <p>なお、三菱重工業株式会社では三原製作所(広島県三原市)で海外向け鉄道車両の出荷前のシステム試験等を行ってきたところ、新たに同製作所での試験機能を拡充し、他の企業や官民団体も広く利用可能な我が国初の総合交通システム検証施設「MIHARA 試験センター」を 2014 年下期に開業させるべく準備中であり、同センターの運営は日本の鉄道システムの輸出に貢献するだけでなく、地域の活性化に資するものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>同一人に属する2以上の実験試験局の免許申請は、目的、無線設備の常置場所、希望する周波数等を同じくするものであれば、その申請を同時に行う場合に限り、一の免許の申請書及びその添付書類のみを提出することによって行うことができる。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見			
<p>以前(2006年)、海外向け鉄道車両の出荷前システム試験を無線設備の常設場所、周波数を同じくした2以上の免許申請書の提出を求められたことがある。もし、ご回答にあるように一の免許の申請書及び添付書類のみの申請で可能であれば、その旨を各総合通信局に周知していただきたい。</p> <p>また、その場合、申請手数料も一の免許申請料金で良いのか、併せ、確認させていただきたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>複数の実験試験局等の免許申請は、それぞれの実験試験局等ごとに申請するほか、常置場所等が同一であって、その申請を同時に行う場合に限り、申請しようとする局数等を明示した一の申請書及び無線局事項書(写しを除く。)を提出することによって行うことができるとされています。この場合、申請手数料は、申請しようとする局数分を納付していただくこととなります。</p> <p>関係総合通信局に対して、申請手続を簡略できる場合は、その方法等について申請者に説明するよう今一度周知を図ることとします。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの再意見			
<p>今回のご回答では、申請手続きを簡略化できる場合は、その方法等について申請者に説明するよう、関係総合通信局に対し今一度周知頂けるということである。その周知内容や周知時期、周知方法について、予めご教示頂きたい。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し
予め提案者と意見交換を行い、事実関係を確認した上で、関係地方局へ周知することとする。			

04 総務省 構造改革特区第24次 再々検討要請回答

管理コード	040070	プロジェクト名	日本鉄道システム 輸出促進プロジェクト	
要望事項 (事項名)	外国製無線機を国内で使用する 際の混信防止ガイドラインの策定	都道府県	広島県	
		提案事項管理番号	1039030	
提案主体名	三菱重工業株式会社、株式会社京三製作所			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	電波法第3章
制度の現状	無線設備の技術基準は、電波法第3章に定めるもののほか。無線設備等に定める技術基準に適合するものでなければならない。

求める措置の具体的内容	<p>世界各国で使用実績のある海外製無線機を日本国内で使用する場合に、電波法施行規則第46条の2の規制により、出荷先国と同等の無線出力強度での国内利用が出来ないことがある。</p> <p>こうした場合における代替措置として、i)機器の改造とならない様に減衰器を外付けにして電波障害を無くす等の方法論や、ii)減衰レベルのガイドラインについて、設定、公表願いたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>我が国のインフラ輸出の重要な一角をなす鉄道輸出につき、輸出する鉄道車両に搭載予定の世界各国で使用実績のある海外製無線機を日本国内で使用するにあたり、電波法の規制により出荷先国と同等の無線出力強度での国内利用が出来ないケースがあり、「MIHARA試験センター」の事業実施に支障を来している。</p> <p>なお、三菱重工業株式会社では三原製作所(広島県三原市)で海外向け鉄道車両の出荷前のシステム試験等を行ってきたところ、新たに同製作所での試験機能を拡充し、他の企業や官民団体も広く利用可能な我が国初の総合交通システム検証施設「MIHARA 試験センター」を2014年下期に開業させるべく準備中であり、同センターの運営は日本の鉄道システムの輸出に貢献するだけでなく、地域の活性化に資するものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>・海外製無線機を日本国内で使用する場合において、他の無線システムとの混信を避けるための方法、減衰レベルの設定方法については、周波数、出力、地形、検討対象の無線システムの諸元等によって異なるため、ガイドライン等を設けることは技術的に困難であるが、個々の事案に応じて必要な助言等を行うことは可能である。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見			
周波数、出力に応じた個々の機器毎の個別ガイドライン設定が困難であることは理解できるので、①個々の機器毎の話ではなく、改造と認識されない(既存の生産国データをそのまま利用できる)外部減衰器を装着する際に共通して考慮すべき事項、②個々の機器の話ではない無線機器全般に関して共通して考慮すべき減衰レベルのガイドラインを指針等の形にまとめて頂くことはできないか。また、指針等の策定も困難な場合、ご回答にある「個々の事案に応じて必要な助言等を行う」ということを受け、助言等を行う相談窓口の設置並びに個別相談時の相談様式(申請者が相談の際に、予め準備すべき情報を整理するため)を作成・公表いただきたい。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
(ガイドラインの作成・公表)			
①他の無線システムとの混信を避けるための外部減衰器の装着にあたっては、他の無線システム(既存無線局)との関係や、使用周波数、使用場所等で、減衰値などが異なるため、共通して考慮すべき事項のガイドライン等を作成することは技術的に困難です。			
②無線機器全般に関して共通して考慮すべき減衰レベルのガイドライン等についても①と同じく技術的に困難です。			
(相談窓口の設置、相談様式の作成・公表)			
個々の事案に応じて相談を行う窓口は、従来通り、総合通信局の担当課になっています。無線局の開設にあたり、必要な情報については、使用を希望する無線機器に応じてケースバイ・ケースであるため、一律の相談様式を作成することは困難です。			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの再意見			
(ガイドラインの作成・公表)			
減衰器の活用に関しては、再度説明させて頂きたい。			
当方の提案は、減衰器選定のガイドラインに関して、いかなる使用機器、場所、周波数等の各種条件全ての網羅を求めているものではない。			
当方の提案趣旨は、例えば、申請者が当該周波数の現地調査後、混信しないような減衰器の選定を行い、それを現地にて検証することで実験局免許が取れるといった一連のプロセスについて、各段階における留意事項等を予め提供頂くよう求めているものである。少なくとも、最も基本的で各種の申請に共通すると思われるケースにおける、免許取得にあたって参考となるガイドラインの設定・公表について、再検討願いたい。なお、勿論、現実に申請した際に、種々の制約により、例外や追加要請等が発生することは承知する。			
(相談窓口の設置、相談様式の作成・公表)			
左記ご回答にて拝承致しました。			

再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>他の無線局に対する混信妨害を防止するためには、減衰器を設置するだけでなく、相手方の受信設備にフィルターを挿入することによって措置が可能な場合もある。</p> <p>これらの手法は、回線設計、混信計算等、無線局を開設するために行う技術計算によって明らかになるものであり、留意事項として、例えば、減衰器、フィルターの選定に当たっては所用の減衰量が得られるものであること等、極めて一般的な内容となり、総務省がガイドラインを示すまでもなく無線従事者等が有している基礎知識で十分足りるものである。</p>			

04 総務省 構造改革特区第24次 再々検討要請回答

管理コード	040080	プロジェクト名	日本鉄道システム 輸出促進プロジェクト	
要望事項 (事項名)	無線局に関する情報提供制度の 導入	都道府県	広島県	
		提案事項管理番号	1039040	
提案主体名	三菱重工業株式会社、株式会社京三製作所			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	電波法第 25 条、電波法施行規則第 11 条
制度の現状	<p>総務大臣は、無線局の免許等をしたときは、一部の無線局を除き、その無線局の免許状等に記載された事項の一部をインターネットの利用その他の方法により公表する。</p> <p>また、無線局の開設等する場合に必要とされる混信若しくはふくそうに関する調査等を行おうとする者の求めに応じ、必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報を提供することができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現行法令上、「電波法」第 7 条第 1 項第 2 号においては、先使用者を妨げてはならない旨定められている。</p> <p>このため、「電波法」第 8 条における予備免許申請を行うに当たっては、申請の前に、実験試験局において利用予定である帯域の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先使用者の有無 ・先使用者がある場合の、利用実態の有無 <p>を開示する制度を導入することを提案する。</p> <p>但し、導入に当たっては、①特区内の実験試験局であること、及び、②試験の実施期間内に限定すること、の二点を条件とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>2006 年にアメリカで無許可で使用できるトランスポンダ(電波中継機)を三菱重工業和田沖工場で使用する際、総合通信局に確認したところ、日本の試験機関でデータを取るよう指示を受けた。データ計測後、申請書類を総合通信局に申請したが、申請した周波数 900MHz帯は先使用者があると説明され、先使用者(タクシー無線)との面談、現地で実機を使った電波障害確認試験の実施により干渉が確認されたが、先使用者の計らいで干渉するチャンネルを試験期間中使用しないアレンジを頂き、その旨のレターを申請書類に添付し申請、許可を得た。このように、最初の申請相談から使用許可まで 1 年半を要した経緯がある。このため、予備免許申請を行う前に、先使用者の有無及び利用実態の有無について開示いただくことで、申請から使用許可までの期間を短縮させたい。</p> <p>なお、三菱重工業株式会社では三原製作所(広島県三原市)で海外向け鉄道車両の出荷前のシステム試験等を行ってきたところ、新たに同製作所での試験機能を拡充し、他の企業や官民団体も広く利用可能な我が国初の総合交通システム検証施設「MIHARA 試験センター</p>

」を 2014 年下期に開業させるべく準備中であり、同センターの運営は日本の鉄道システムの輸出に貢献するだけでなく、地域の活性化に資するものである。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
無線局情報提供制度により、一部の無線局を除き、免許人名、周波数等をインターネット等で公開しており、また、自己の無線局の開設や変更のために混信調査等を行う者に対し、工事設計書に記載された事項等詳細な免許情報について、必要な限度において提供している。			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		
提案主体からの意見	<p>先使用者との事前調整を新規申請者が行うことを目的として提案させていただいた。現状の情報では先使用者の会社名、免許番号/周波数等は分かるものの、当該周波数帯の利用実態までは不明であり、実際に調整を相談したい管理者に直接コンタクトすることもできない状況にある。従い、先使用者の連絡先(担当者名)並びに利用実態の有無等についての情報のご開示をお願いしたい。</p> <p>因みに、ご回答にある「必要な限度においての提供」とは具体的にどういった事項までご提供いただけるのか、御開示いただきたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>総務省は、無線局の対外的な混信窓口の担当者を把握しておらず、また、一般に個人の氏名を開示等することは困難です。</p> <p>無線局の利用実態については、当該無線局の免許人が詳しく、混信窓口の担当者も含め直接、免許人に確認されるようお願いいたします。</p> <p>混信等の調査のため提供する情報は、電波法施行規則別表第2号の2の2において、無線設備の設置場所、通信方式等、無線局の種別に応じて情報提供項目が規定されておりますので、詳しくは当該別表を参照願います。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し

04 総務省 構造改革特区第24次 再々検討要請回答

管理コード	040090	プロジェクト名	日本鉄道システム 輸出促進プロジェクト	
要望事項 (事項名)	実験試験局の開設において妨害等のおそれのある他無線局免許人との協議に係る仲裁制度の導入	都道府県	広島県	
		提案事項管理番号	1039050	
提案主体名	三菱重工業株式会社、株式会社京三製作所			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	電波法第7条第1項、 無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準第6条
制度の現状	無線局の免許申請書を受理したときは、周波数の割当てが可能であること等を審査しなければならないとされ、その局を開設することが既設の無線局等の運用又は電波の監視に支障を与えないこととされている。

求める措置の具体的内容	<p>現行法令上、「電波法」第7条第1項第2号においては、先使用者を妨げてはならない旨、定められている(周波数の割当てが可能でないと申請の審査がされない)。</p> <p>このため、先使用者の存在が判明した場合に、当事者間交渉に関する仲裁実施制度を導入することを提案する。</p> <p>但し、導入に当たっては、①特区内の実験試験局であること、及び、②試験の実施期間内に限定すること、の二点を条件とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>2006年にアメリカで無許可で使用できるトランスポンダ(電波中継機)を三菱重工業和田沖工場で使用する際、総合通信局に確認したところ、日本の試験機関でデータを取るよう指示を受けた。データ計測後、申請書類を総合通信局に申請したが、申請した周波数900MHz帯は先使用者があると説明され、先使用者(タクシー無線)との面談、現地で実機を使った電波障害確認試験の実施により干渉が確認されたが、先使用者の計らいで干渉するチャンネルを試験期間中使わないアレンジを頂き、その旨のレターを申請書類に添付し申請、許可を得た。このように、最初の申請相談から使用許可まで1年半を要した経緯がある。</p> <p>なお、三菱重工業株式会社では三原製作所(広島県三原市)で海外向け鉄道車両の出荷前のシステム試験等を行ってきたところ、新たに同製作所での試験機能を拡充し、他の企業や官民団体も広く利用可能な我が国初の総合交通システム検証施設「MIHARA 試験センター」を2014年下期に開業させるべく準備中であり、同センターの運営は日本の鉄道システムの輸出に貢献するだけでなく、地域の活性化に資するものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>無線局の免許申請書の添付書類として、無線局情報提供制度により判明した混信等の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等との間で、妨害を防止するための措置等について、予め合意が得られているときは、その内容を提出することができ、総務省は、当該添付書類の内容に基づき割当て可能な周波数に関する調査等を迅速に行うこととしている。</p> <p>また、免許申請後であっても、実験試験局を含めて早期に免許できるよう必要に応じ総務省が協議環境を整える等の措置を行っている。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		
提案主体からの意見	<p>合意取得後の申請に関してはご回答の通りであるが、今回の提案は、これから先使用者と合意を取ることに對する配慮に関する制度導入のお願いである。前述の提案事項管理番号1039040号にてご回答いただいた総務省 HP 等で公開されている内容に先使用者と免許情報はああるものの、申請者がその情報で先使用者にコンタクト、調整するに十分な情報とは考えられず、またその調整も先使用者の都合に大きく依存してしまい長期にわたることが予想されるため、ご提案しているものである。再度仲裁制度のご検討をお願いしたい。但し、導入に当たっては、①特区内の実験試験局であること、及び、②試験の実施期間内に限定すること、の二点を条件とする。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>電波法第27条の35において、電気通信業務等、特定の無線通信業務の無線局を開設等しようとする者が、混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等に対し、妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、当該他の無線局の免許人等が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者の双方は、電気通信紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができることとされております。</p> <p>仲裁の対象となる無線局は、電気通信業務、放送の業務、人命の安全もし区は財産の保護又は治安の維持に係る業務等、国民生活に深く関わるものに限定されております。</p> <p>一般に実験試験局は、開設期間も限られていること等から、混信等の妨害を与えるおそれがある他の無線局と運用調整を行い易く、協議が整わないことは少ないと考えており、無線機の試験等を行うための実験試験局を電波法第27条の35に規定する仲裁制度の対象とすることは、難しいと考えております。</p> <p>総務省としては、仲裁等の制度を整備せずとも、協議が円滑に進むよう、協議の場を設ける等、早期に免許できるよう対応することとします。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		
提案主体からの再意見			

今回のご回答に「仲裁等の制度を整備せずとも、早期に免許できるよう対応する」とあるが、特に先使用者との協議の場の設定等について、具体的にどうご対応頂けるのかをご教示頂きたい。また、ご対応頂けるのであれば、関係総合通信局への周知内容や周知時期、周知方法についても合わせてご教示頂きたい。

再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
--------------	--------------	---	--------------

関係者の協議が円滑に進むよう関係総合通信局において、申請者と関係免許人が協議できる場を設け、総合通信局は必要に応じこれらの者に助言等を行うことが考えられる。

04 総務省 構造改革特区第24次 再々検討要請回答

管理コード	040100	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	公衆無線 LAN アクセスポイントの 出力規制の緩和	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1049010	
提案主体名	愛知県			

制度の所管・関係府省庁	総務省		
該当法令等	電波法第 4 条 電波法施行規則第 6 条第 4 項第 4 号		
制度の現状	電波法施行規則第 6 条第 4 項第 4 号において、小電力データ通信システム(5GHz 帯無線 LAN)の出力の基準が 10mW 以下と規定されている。		

求める措置の具体的内容	民間企業等が設置する公衆無線 LAN の整備促進を図るため、アクセスポイントの出力規制を 10mW 以下から 1W 以下に緩和する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>外出先や公共施設などで高速な公衆無線 LAN によるインターネット接続が利用出来るようになれば住民、旅行者や施設利用者の利便性の向上につながる。</p> <p>公衆無線 LAN を整備する際には無線 LAN アクセスポイントの設置が必要となるが、「電波法施行規則」により、無線 LAN アクセスポイントの出力は 10mW 以下(小電力データ通信システムの無線局の空中線電力)に規制されており、利用範囲をカバーするのに多数のアクセスポイントが必要となる。</p> <p>既存の規制を 1W 以下に緩和することでアクセスポイントの設置間隔が広がり、機器の設置台数を減らすことが可能となる。また、電源確保及び電気料金などの運用費用の軽減も可能となる。</p> <p>但し、現在、広く利用されている 2.4GHz 帯についても規制緩和を行うと一層の混線・干渉を招くことから、伝送容量が高く、他の機器の影響を受けづらい 5GHz 帯(屋内:5.15~5.25GHz、5.25~5.35GHz 及び屋外:5.47~5.725GHz)のみの規制緩和とし、これにより過疎地域等の利用者数が少ない地域においても公共施設や民間企業等が設置する公衆無線 LAN の整備促進が期待できる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
5GHz 帯無線 LAN は、地球探査衛星等と周波数を共用しており、既存システムが相互に共用できる範囲内(影響が小さい一定の基準の範囲内)で免許不要局として利用されているものである。このため、技術基準を超える出力で無線 LAN の送信を行った場合、他の無線システムの運用を阻害する干渉を発生させるほか、他の無線 LAN 利用者が周波数を利用できなく			

なる等、周波数の適正な利用を妨げる可能性があるため、出力の基準を緩和することは困難である。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの意見

災害時に活用できる通信インフラとして「公衆無線LAN」の必要性が高まっている中、1箇所のアクセスポイントでより広い範囲の利用が可能となるよう、提案の出力1Wに拘らず、他の無線システムの運用を阻害する干渉が生じにくい範囲で、出力規制の緩和を求めたい。

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
-------------	-------------	---	-------------

送信出力を増加することにより、1つのアクセスポイントでカバーできる範囲が拡大するため、現行基準の送信出力では電波が届かない地域に所在する他のアクセスポイントの利用を阻害するおそれがあることなど、同一周波数の繰り返し利用が困難になり、周波数の適正な利用を妨げるため、出力の基準を緩和することは困難である。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの再意見

公衆無線LANは災害時に有効な通信手段であり、特に、通信インフラの整備があまり進んでいない過疎地域での整備促進が急務である。

従来は、屋内外で利用できる周波数帯での利用を提案していたが、アクセスポイント設置時には県又は市町村への届出を前提とすることも考慮された上で、「過疎地域等の屋外利用できる周波数帯に限り出力規制を緩和」していただきたい。

屋外においてはレーダー等の無線システムの電波を検知した場合、無線LAN機器に実装が義務付けられているDFS(電波を測定し干渉を自動的に回避する機能)及びTPC(電波の状況に応じ電波出力を調整する機能)が働くことで干渉は回避できると考える。

再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
--------------	--------------	---	--------------

アクセスポイントの送信出力を増加させた場合、1つのアクセスポイントでカバーできる範囲が拡大するため、現行基準の送信出力では共用可能となる他のアクセスポイントの利用やレーダー波を検出できない距離に位置するレーダー等の運用を阻害するおそれがあることなど、同一周波数の繰り返し利用が困難になり、周波数の適正な利用を妨げるため、送信出力の基準を緩和することは困難である。

また、端末側の送信出力を増加させることなくアクセスポイントのみ送信出力を増加させた場合、端末側の送信出力不足により、アクセスポイントから遠く離れた場所に位置する端末との通信は不可能である。

04 総務省 構造改革特区第24次 再々検討要請回答

管理コード	040110	プロジェクト名	軽自動車税効率的徴収特区	
要望事項 (事項名)	軽自動車税の効率的徴収		都道府県	大阪府
			提案事項管理番号	1051010
提案主体名	大東市			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方税法第 442 条の2、第 444 条及び第 445 条
制度の現状	軽自動車税は、主たる定置場所在の市町村において、4月1日時点における軽自動車等の保有者に課する。

求める措置の具体的内容	原動機付自転車の軽自動車税について、1年単位ではなく、複数年分をまとめて徴収できる措置。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>原動機付自転車の軽自動車税については、滞納者が車両登録地に住民登録をしていない場合、徴収が困難となり、毎年度の徴収事務に多くの時間と経費がかかっている。また、1件あたりの税額が他の税目に比べて少額であることから、徴収額と業務経費を比して勘案すると非効率的な事務作業となっていることが課題となっている。</p> <p>よって例えば、登録時に5年間分(減価償却想定期間)の税を納めていただくようにすれば、徴収事務の効率化および経費節減につながる。</p> <p>このとき、「納税義務の発生していない者への課税」が懸念されるが、単年度の納税義務は発生することから、「納税義務が発生していない者への賦課」ではなく、「納税義務が発生する者に対する後年度分も含めた納付」との見解を持っている。ただし、仮に3年で廃車した場合は、廃車手続きの際に残り2年分の還付手続きを行う。</p> <p>また、地方自治法第252条の17の5第1項の規定に基づく市町村税課税状況等の調については、その年度に実際に徴収した金額を報告することとする。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>複数の年度分の税額を先行して納税する方式は、毎年度の賦課期日現在の状況で課税することとしている軽自動車税の制度を抜本的に変更することになるものであり、保有税としての理論的整理が困難。</p> <p>また、ご提案のあった実施内容では、還付手続きを行うことが前提となっているが、還付手続き自体が自治体にとって大きなコストとなると考える。</p> <p>いずれにせよ、原動機付自転車の徴収コストの問題については、総務省としても重要な課題として考えており、ご提案のあったこととは別の方策により措置したいと考えている。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見			
「別の方策により措置したい」とのことだが、その具体的な検討がされているのか、またその内容および実施時期等についてお伺いしたい。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し I
平成 26 年度税制改正の大綱(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)にあるとおり、平成 27 年度分から、原動機付自転車及び二輪車の標準税率を 1.5 倍に引き上げた上で、2,000 円未満の標準税率を 2,000 円に引き上げることとしているところ。このことは、税率が低水準であることによる原動機付自転車の徴税コストの改善を図る等の趣旨から行うものである。			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し I